

(下線は変更箇所)

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 2条 本会社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15条 株主総会は、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に支障があるときは、他の<u>代表取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 20条 本会社の取締役は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24条 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長 1名を定める。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長 1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長に支障あるときは、<u>取締役社長若しくは他の代表取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 2条 本会社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15条 株主総会は、取締役会の決議によって、<u>取締役会長又は社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長及び社長</u>に支障があるときは、他の<u>取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第 20条 本会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(取締役会長)</p> <p>第 24条</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長 1名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるとき又は取締役会長に支障あるときは、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、招集通知期間を短縮することができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 34条 <u>本会社は、執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>

現 行 定 款 規 定	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第 34 条 { 第 45 条</p> <p style="text-align: center;"><条文等省略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">(社長)</p> <p>第 35 条 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役又は執行役員の中から、社長 1 名を定める。</u></p> <p>第 36 条 { 第 47 条</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成 27 年 6 月開催の第 90 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">(本則第 2 条の変更に係る効力発生日)</p> <p>第 2 条 <u>本則第 2 条（本店の所在地）の変更は、平成 31 年に開催を予定する第 94 回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>